

令和3年1月26日
東北森林管理局

週休2日を促進する森林土木工事の試行について

東北森林管理局では今後の森林土木工事の発注における週休2日促進の取り組みにあたり下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 適用時期

令和3年1月1日以降に入札公告を行う森林土木工事から適用

2. 発注方式

受注者希望方式とする（当初積算時点から4週8休以上の達成を前提とした補正係数により工事費の積算を行っている）。

3. 実施状況確認方法

週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成后）までに速やかに監督職員へ提出する。

4. 補正係数

週休2日補正係数

区 分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4% (6日/28日) 以上25%未満	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	28.5% (8日/28日) 以上
労務単価	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※ 市場単価、見積による単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかになつていないものは、補正の対象としない。

5. 間接費等補正方法

上記に示す現場閉所率に応じた補正係数（以下「週休2日の補正係数」という。）のうち、4週8休以上の達成を前提とした補正係数について、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が4週6休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、週休2日補正係数に乗じずに請負代金額を変更する。

6. 評価

週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け 10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合にマイナス評価は行わない。

7. 取組実績証明書の発行

工事完成後、4週6休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

お問い合わせ先： 東北森林管理局

森林整備部森林整備課

TEL 018-836-2163

計画保全部治山課

TEL 018-836-2260